

令和5年度

就学援助申請書

令和 年 月 日 申請

鹿屋市教育委員会 様

就学援助を受けたいので、就学援助の認定資料として私の世帯に係る課税状況等、その他（国民年金、国民健康保険、児童扶養手当、保護状況等）のデータを使用することに同意し、下記のとおり申請します。

Table with 2 columns: Field (住所, フリガナ, 保護者氏名, 連絡先) and Value (鹿屋市, フリガナ, 印, 自宅携帯)

※黒枠を全てご記入ください。

Table with 5 columns: 学校名, 学年, 新学年で記入, フリガナ, 児童生徒名

Table with 6 columns: 本人保護者及び生計が同一の方について全頁記入, 氏名, 世帯主との続柄, 生年月日, 年齢, 職業

・該当する項目の口に印(✓)を記入ください。(2)に(✓)を入れた場合は日付も記入ください。

- (1) 鹿屋市内の小・中学校に必ず入学(在学)
(2) 現時点で、鹿屋市内の小・中学校に入学する(在学)か定かでない。

※鹿屋市内の小・中学校に入学(在学)する児童及び生徒の保護者に対して支払うものであり、市外の学校に入学(在学)される方については対象外となる可能性があります。

※鹿屋市外への転出か否か判明した場合、早急に鹿屋市教育委員会学校教育課まで御連絡ください。

〔口座振込先〕 ※保護者名義の口座を記入してください。必ず全ての欄に記入してください。

Table with 4 columns: 金融機関名, 本支店名, 預金種類, 口座番号

フリガナ

口座名義人

Table with 2 columns: 申請理由, 経済的に困りの理由・様子等を具体的に記入してください。

Table with 2 columns: 委任状, 私(保護者)は、令和5年度において給食費などの学校徴収金に未納が生じた場合のほか、教育委員会が必要と認めた場合は、就学援助費の振込口座を学校長...

令和5年度就学援助制度について

本市では児童・生徒の学校教育において、就学困難な児童生徒の保護者に対して、学校での費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記のとおり提出期限までに、学校へ提出してください。現在、援助を受けている方についても、引き続き援助を希望する場合は申請書を提出してください。なお現在、生活保護を受けている方は、申請の必要はありません。※口座誤記載が大変増えています。記載後は再度確認をお願いいたします。

学校への提出期限 月 日 ()

1 提出書類

- (1) 令和5年度就学援助申請書
- (2) 振込先の通帳の写し（口座情報が確認できるページ）
- (3) 令和4年度所得課税証明書（令和4年1月1日現在で鹿屋市以外に居住されていた場合のみ）

2 対象者（参考）※世帯の課税所得を基に判定します。また、下記の要件等も認定に必要となります。

- 生活保護が停止または廃止になった方
- 市民税の非課税または減免等の適用をうけている方
- 学用品や通学用品等に不自由していたり、学校納付金の納付が困難な方

3 援助する費用 ※一部限度額あり。また入学準備金以外については入学後の支給となります。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 学校給食費
- (4) 校外活動費（年1回のみ）
- (5) 修学旅行費
- (6) 医療費（国が定めた疾病の治療費。学校の健康診断等で異常が見つかった場合に対象。）
- (7) 入学準備金（新入学児童生徒のみ対象。3月下旬支給予定。）
- (8) 新入学学用品費（新入学児童生徒で入学準備金を支給されていない者のみ対象。6月下旬支給予定。）

4 申請書記入上の注意 (必ずお読みください)

- (1) 申請書については、太枠内のみ記載し学校教育課まで提出してください。
- (2) 申請理由の欄は、具体的に記入してください。記入のない場合や詳しく記載されていない場合は、申請が認められない場合もあります。
- (3) 原則として保護者口座に振り込みますが、特別な事情がある場合（学校徴収金又は学校給食費の滞納者等もしくは学校長が必要と認めた場合）や保護者申出による場合は、学校長口座に振り込みますので、委任状の欄は必ず署名と押印をしてください。
- (4) 押印箇所は2箇所とも、鮮明に押印してください。ゴム印（シャチハタ印）は使用しないようにお願いします。
- (5) 訂正をされる場合は、訂正箇所に必ず二重線を引いた上に訂正印を押してください。
- (6) 兄弟（姉妹）複数の場合でも1人分ずつの申請書が必要となりますので、それぞれ提出してください。

5 援助の決定

援助の認定可否の結果は、学校を通じてお知らせします。

5月以降に申請された場合は、提出された月の翌月からの認定となります。

7 その他 (必ずお読みください)

- (1) 令和4年1月1日現在で鹿屋市以外に居住されていた方は、前の居住地の市町村役場から発行される「令和4年度所得課税証明書（所得、所得控除の内容、課税額の記載された証明書）」を提出してください。お子さんと生計が同じ家族全員（単身赴任、就学で市外在住の家族含む）の所得課税証明書の提出をお願いします。
- (2) 前年度課税の所得金額が就学援助を認定する際の参考となります。市・県民税が未申告の方（無職を含む）は、すみやかに本庁税務課、または各総合支所住民サービス課で申告をしてください。生計が同じ世帯全員の所得状況・課税状況がわからない場合、否認定とします。
- (3) 振込先の口座に変更が生じた場合は振込先口座変更依頼書と振込先口座の通帳の写しを速やかに提出ください。
- (4) 同種の援助を本市あるいは他の市町村等で受けている場合は対象外となります。（例：里親制度など）
- (5) 世帯状況等の変更（離婚、再婚など）に伴い、就学援助の停止をする場合があります。